

参 考 資 料

1. 会計検査院の決算検査報告に記述された事項のフォローアップ状況

■2005年度（平成17年度）
政府開発援助について3件

検査対象	指摘のポイント（要旨）	フォローアップ状況等
1. 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について	●JICAの全案件調査（平成12年－16年契約分：47か国80案件）の結果、（検査要請時に判明・処置済みの4か国5案件に加え）、さらに11か国13案件につき再委託契約に関し同種の不正が判明。 ●再委託契約に関し、導入済みの再発防止策を通じて、適正な履行確保を徹底すべし。外務省も十分指導監督すべし。 ●JBICの調査対象（5か国6案件）のうち1か国2案件に不適切な経理処理あり。 ●他社の受託案件に関する調査（JICA調査：16か国19案件、自主調査：29か国41案件、JBIC調査11案件）では同種の不正は発見されていない。右調査結果を検査院が今後精査の予定。	●精査の結果、11か国13案件（約1億1800億円）について再委託の不正が確定し、パシフィックコンサルタンツインターナショナル（PCI）社より返還を受けた。 ●平成18年1月からJICAは再委託に関する新制度を導入。同年8月に新制度を適用した全契約について追跡調査を行ったところでは良好な結果を得た。 ●PCI社以外の再委託契約71案件を調査し、問題なしとの結果に至った。 ●既に返金済み。
2. 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について	●外務本省及び7か国10在外公館において検査を実施した結果、平成13、14年に比べて平成15、16年では事前調査がすべて実施され案件実施中における現場視察の実施率が増加している。 ●一方で、①贈与契約上の終了期日までに終了していない案件が多く見受けられ、契約変更に関する承認手続きもほとんど行われていない、②最終報告書の提出遅延、終了時の現場確認が不十分、一部案件が未終了となっている、③案件終了後の現場におけるフォローアップが一部在外公館を除き実施率低調、といった事態が認められた。 ●外務本省においては、在外公館における草の根無償の実施の実態を把握した上で、制度の趣旨に沿って適正に実施され所期の目的を果たすよう在外公館に対し指示を徹底し、在外公館においても、今後の業務運営等に当たりさらに留意することが必要。 ●調査した10公館52事業のうち、未完了または本来の目的で施設等が利用されていないのは下記4事業。 ①ムール貝・牡蠣養殖計画（未完了：リオデジャネイロ） ②アカキ青少年育成センター設置計画（未完了：エチオピア） ③ギザウ博士記念総合病院建設計画（未完了：エチオピア） ④ヴェリキ・グラダツ村小学校再建計画（本来の目的で未使用：クロアチア）	●今般の会計検査院の報告書における指摘を真摯に受け止め、草の根・人間の安全保障無償資金協力による事業の効果を一層高めるため、草の根無償外部委嘱制度の活用等による在外公館の実施体制の強化を通じ、在外公館から被供与団体に対し贈与契約上の事業完了期日の遵守を指導するとともに、実施中の案件のモニタリング調査や事業完了後の状況のフォローアップ調査につき、適切な措置を講ずるよう改めて指示を徹底し、一層適正な案件の監理に努めている。
3. スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について	●インドネシアに供与された緊急無償資金について、我が国以外から供与された資金も合わせた報告となっており、我が国が供与した資金の具体的使途及び使用完了時期を特定することが出来ない状況となっていた。 ●多額のノン・プロジェクト無償資金について未執行となっているが、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるので、相手国において速やかに必要な施設の建設や機材の調達が行われ、被災地等で災害復旧・復興のために使用される必要がある。 ●ノン・プロジェクト無償資金援助が行われた3か国のなかでも特にインドネシアは、資金（146億円）が供与されて1年2か月経過した18年3月末において、施設工事にかかる契約が多く、契約締結率は58.4％、支払い率は20.5％であり、調達口座の残高は約116億円となっていた。	●工事の進捗とともに支払いも進んでおり、平成19年3月現在、インドネシアの契約締結率は89.8％支払い率は62.7％、調達口座の残高は約54億円となっている。

参
考
資
料

参 考 資 料

■政府開発援助の状況について【特定検査状況】
技術協力プロジェクトにおいて相手国が執るべき措置について
(対ブラジルJICA技術協力事業3案件)

検査対象	指摘のポイント	フォローアップ状況等
鉱山公害防止研修センター協力事業（ブラジル側が設立した研修センターにおける移転技術の研修）	事業終了後はブラジル側の予算の事情のため必ずしも活発に実施されず、停止されてしまった。	JICAの実施する技術協力案件につき、平成14年度から終了後3年程度を目安に事後評価を実施してきており、相手国の執るべき諸措置につき確認・促進を行うため、①事業終了後の状況把握、②具体的な内容の確認・記録とその実施のための働きかけ、及び③実施されていない場合の系統立てた働きかけの実施とその経緯の記録について引き続き改善と強化に向け取り組んでいる。
都市交通人材開発プロジェクト	事業の効果自体は発現しているものの、供与された道路舗装関連機材について、ブラジル側による据付対象建物の建設が資金不足等により遅延したため、調達から据付まで約6年の期間を要した。	
サンパウロ州森林環境保全研究計画	事業の効果自体は発現しているものの、土壌浸食防止研究を目的に建設された観測施設2か所が、ブラジル側カウンターパートの配置が不十分であることなどのため、十分活用されていなかった。	